

法務局地図作成事業についてのお知らせとお願い

福井地方法務局

土地所有者及び居住者の皆様におお願い

福井地方法務局では、坂井市丸岡町栄一丁目ほか地区の地域において、不動産登記法第14条第1項に定める精度の高い地図を新たに作成することといたしました。

つきましては、このチラシをご一読いただき、本作業の趣旨についてご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

不動産登記法第14条第1項に定める地図とは

土地の登記簿（登記記録）には、一筆の土地ごとに所在、地番、地目（宅地などの土地の利用状況）、地積（面積）、所有権に関する登記、それ以外の権利（抵当権など）に関する登記が記録されていますが、その土地がどこにあって（位置）、どのような形をしているのか（区画）などは、登記事項証明書を見ただけでは分かりません。

そこで、不動産登記法第14条第1項では、各土地の筆界（※）点を測量した精度の高い地図（土地の正確な位置と筆界を明らかにした地図）を法務局に備え付けることとされています。

しかし、現実にはそのような精度の高い地図の備付けが十分でない地域があるため、法務局では、毎年計画的にこの不動産登記法第14条第1項に定められた正確な地図の作成作業を実施しています。

（※）「筆界」は、一般的に「境界」と呼ばれています。

不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている本地域の地図（公図）は、多くが明治時代に作成された精度の低いものであり、当時の測量技術の低さや長い年月の経過などにより、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の筆界や登記上の面積が不正確なものがあるため、不動産売買などの取引や土地の分筆又は建物の新築・増改築等に支障を来すことがあります。

また、大規模な災害などによって、現地の筆界が分からなくなった場合、迅速な復旧・復興作業ができないおそれがあります。

そこで、これらの問題を解決するため、法務局が計画機関となって作業を実施し、一筆ごとの土地の筆界を確認し、現代の高度な技術を用いて精密な測量を行って、正しい位置及び区画を表した、精度の高い地図を作成するものです。

地図作成の効果

☆ 精密な測量により作成された地図によって、土地の位置及び区画を正確に特定することができるため、筆界に関するトラブルを未然に防ぐことができます。万が一、

トラブルになったとしても、迅速に解決することが可能になります。

- ☆ 境界標識が亡失する等して土地の筆界が分からなくなっても、地図に基づいて筆界を復元することができます。よって、大規模災害などの場合でも、迅速に復旧・復興作業を開始することができます。
- ☆ 調査、測量の結果、地目の変更や地積に誤りが発見された土地については、調査結果に基づき地目の変更の登記や地積の更正の登記等を行い、登記記録と現況を一致させるので、土地取引がはかどります。
- ☆ 作成した地図は「地図（不動産登記法第14条第1項地図）」として法務局に備え付けるとともに、一筆ごとの「地積測量図」も備え付けられます。必要な場合は、どなたでも証明書又は写しの請求をすることができますので、一般的に土地売買の際に必要な「用地測量（境界確定測量）」が不要となります。

地図作成作業の経費

測量費用、地図・地積測量図の作成費用、地目や地積の更正登記等の経費は、全て法務局の予算で実施しますので、所有者の方のご負担はありません。ただし、以下の費用については、所有者の方のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

- 1 一筆地調査の筆界確認のために現地へお越しいただくための交通費。
- 2 確定した筆界点に、コンクリート杭等の堅固な永久標識の埋設を希望される場合の埋設費用。

作業期間等

作業期間 ～令和8年3月31日

計画機関 福井地方法務局

作業機関 公益社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

お問い合わせ・連絡先

お問合せ時間 9：00～16：00（土日祝日を除く。）

〒910-0236 坂井市丸岡町本町二丁目8番地 本町ビル2階
福井地方法務局 地図作成現地事務所
電話 (0776)67-3520

上記問合せ先が不在の時は下記のところまでお願いします。

〒910-8504 福井市春山一丁目1番54号（福井春山合同庁舎内）
福井地方法務局 地図整備・筆界特定室
電話 (0776)22-4975